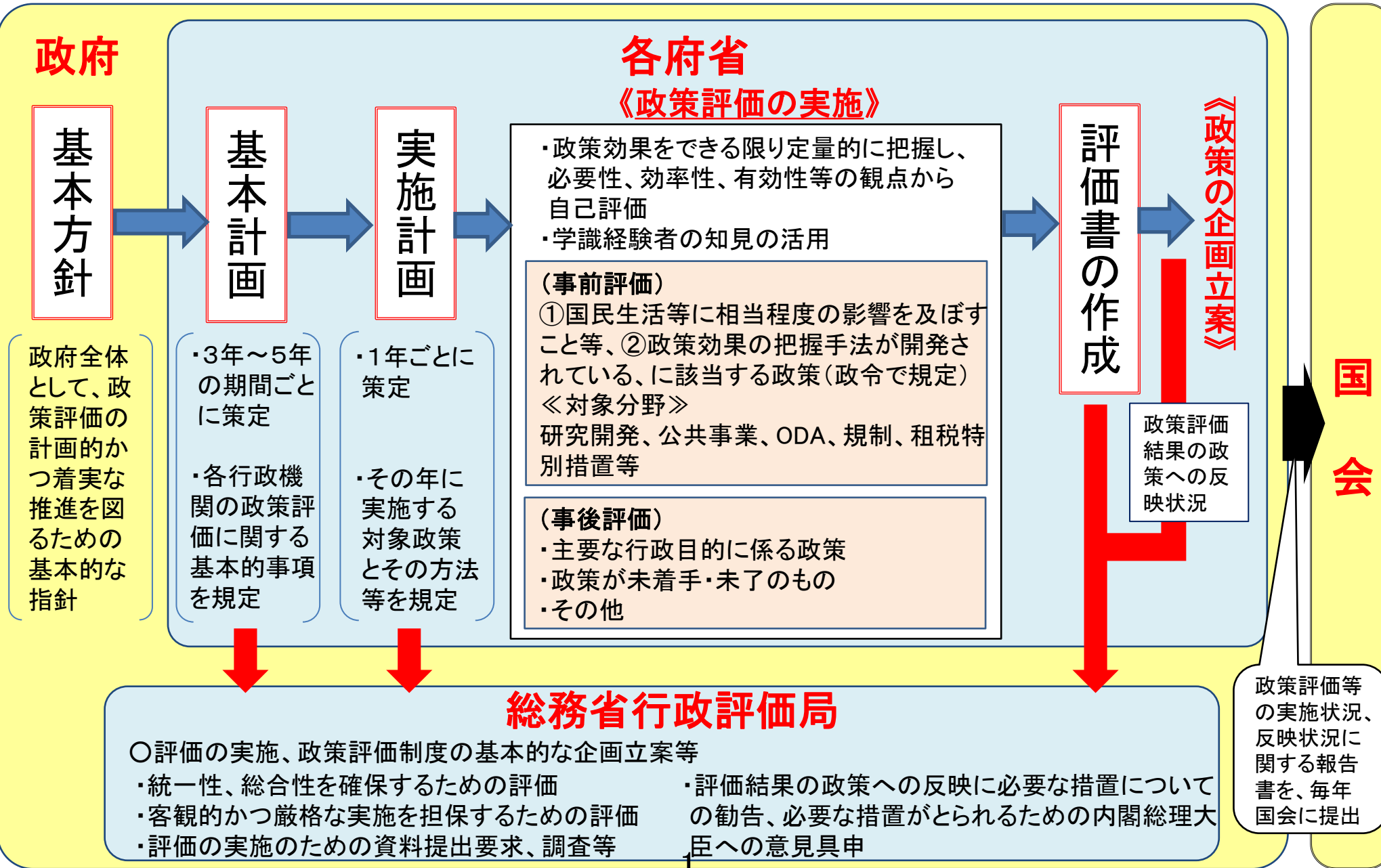


# 政策評価制度における規制評価について

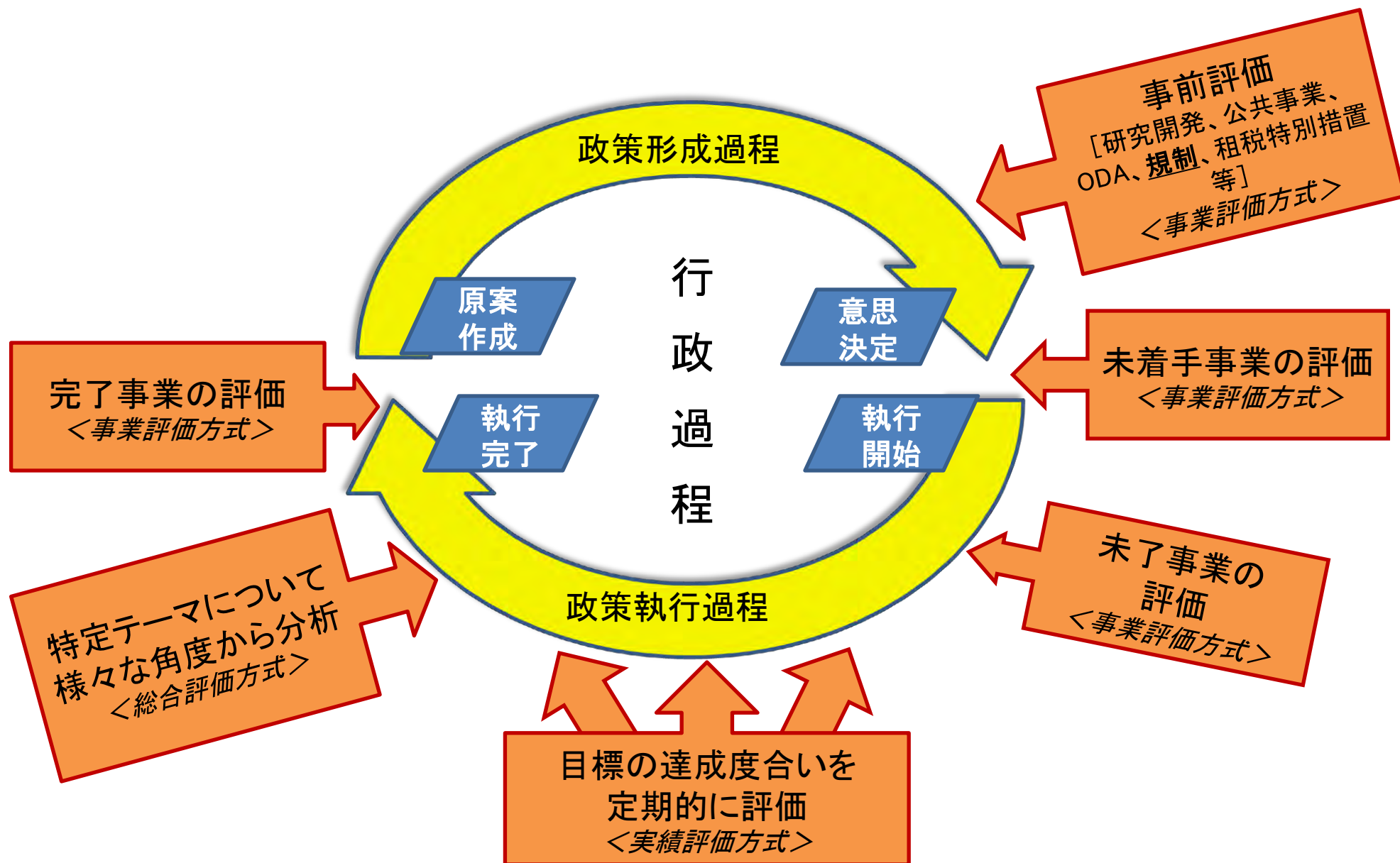
平成26年1月21日  
総務省行政評価局

# 1. 政策評価制度の概要

## (1) 政策評価法の概要



## (2) 行政過程において政策評価が行われる局面



## 2. 規制の事前評価について

### (1) 規制の事前評価の目的等

#### 目的・意義

- ① 規制を新設・改廃する際に、所管する各府省があらかじめ評価を行うことにより、規制の質の向上を図る
- ② 評価結果を公表することにより、国民への説明責任を果たし、国民、利害関係者の理解を得る

#### 実施対象・時期

- 法律又は政令により国民の権利を制限し、又はこれに義務を課するもの(政策評価法施行令)  
(注) 国税又は地方税の賦課・徴収、裁判手続等を除く(総務省令で除外)
- 評価書を、法律による場合は法律案の閣議決定まで、政令による場合は行政手続法に基づく意見公募手続までに公表(規制の事前評価の実施に関するガイドライン)

#### 総務省行政評価局の取組

- 規制の事前評価の質の向上等を図るため、総務省行政評価局にて評価書の点検、研修等を実施

## (2) 規制の事前評価の内容

規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針を示すものとして「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」を策定

本ガイドラインに基づく規制の事前評価の主な実施内容は以下のとおり

### 1. 規制の目的、内容及び必要性

- ・ 現在の制度や政策体系はどのようになっているか、問題点の発生原因は何か等を説明
- ・ 行政が関与する必要性、行政が関与を強める若しくは弱める必要性等を説明

### 2. 費用及び便益の分析

- ・ 規制によって発生又は増減することが見込まれる具体的な費用及び便益の要素を可能な限り列挙した上で、費用及び便益の主体と各要素の発生過程を説明
- ・ 客観的な評価を行うため、費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して示し、できない場合は定性的に分かりやすく説明

### 3. 費用と便益の関係の分析

- ・ 規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを示し、説明

### 4. 代替案との比較

- ・ 想定できる代替案を提示し、規制案と同様の分析を行い、比較考量の結果を説明

### (3) 規制の事前評価の実施件数

19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
(25)	156	106	82	82	91	118

注1) 規制の事前評価の義務付けは、平成19年10月から行われている。

注2) 義務付けされた政策以外に各府省で任意に行われているものも含む。

注3) 1つの評価書において、複数の規制について、それぞれに発生する効果と負担の関係を分析しているものについては、分割して計上している。このため、評価書の数とは必ずしも一致しない。

#### (参考) 平成25年に総務省へ送付された評価118件の内訳

行政機関	実施件数	規制の新設・拡充のみを内容とするもの	規制を新設・拡充する内容と規制を緩和する内容をあわせ持つもの	規制の緩和のみを内容とするもの	規制を緩和する内容と規制を廃止する内容をあわせ持つもの	規制の廃止のみを内容とするもの
内閣府	4	4	—	—	—	—
公正取引委員会	2	1	—	1	—	—
国家公安委員会・警察庁	6	5	—	1	—	—
金融庁	15	6	4	5	—	—
消費者庁	11	11	—	—	—	—
総務省	4	4	—	—	—	—
文部科学省	1	1	—	—	—	—
厚生労働省	19	18	—	—	1	—
農林水産省	4	—	—	4	—	—
経済産業省	8	6	1	1	—	—
国土交通省	26	17	2	6	—	1
環境省	17	17	—	—	—	—
原子力規制委員会	1	1	—	—	—	—
計13府省	118	91	7	18	1	1

## (4) 総務省が行う規制の事前評価の点検について

### 各府省：規制の事前評価の実施

※規制の目的や、規制によって得られる便益が当該規制のもたらす費用を正当化できるかどうか等を説明

### 評価書の送付

### 総務省行政評価局：評価の質の向上等の観点から点検を実施

#### <点検の観点>

- 費用及び便益を推計しての比較分析、代替案を設定しての規制案との比較分析、レビュー時期の明示等、ガイドラインに定められた内容(P4参照)が適切に記載されているか、という観点から、各行政機関が作成した評価書を点検。

#### <点検結果>

- 評価書の記載内容について、ガイドラインで求めている要素が不足していたり、不適切な説明内容である場合、課題を指摘し、評価書の修正又は補足説明を各府省に求める。点検結果は各府省に通知するとともに公表。その際、補足説明もあわせて公表。

#### <点検の実施状況>

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
評価の実施件数	(25)	156	106	82	82	91	118
うち課題を指摘した件数	—	—	—	82	75	45	(47)

※1 各行政機関が行った規制の事前評価書全てについて点検を実施(平成19年は10月からの件数。)

※2 個別の評価書について課題を指摘する形式としたのは平成22年から。平成21年までは全体としての課題を提起。

※3 平成25年の課題を指摘した件数は、12月までに点検が終了した105件に対して指摘した件数。

# 点検のイメージ

政策の名称	〇〇を行う事業者の登録基準の改正(××法の一部改正)	
評価実施時期	平成25年〇月	
規制の目的・内容・必要性	近年、〇〇事業に関し、使用する設備の基準等が現在の状況に合っていないことにより、被害等が発生している状況が確認された。 適切な事業の実施を担保し、被害等の発生を防止するため、〇〇を行う事業者についての登録基準を改正することが必要である。	
代替案	業界団体による自主的な取組を進め、広報を強化	
規制の費用	規制案	代替案
	【遵守費用】(事業者側) 登録書類等の作成、基準に適合した設備の整備費用 【行政費用】(行政機関側) 基準の作成、登録書類等の審査の費用 【その他の社会的費用】 特になし	【遵守費用】(事業者側) 自主的な取組を行う事業者における設備の整備費用 【行政費用】(行政機関側) 広報のための費用 【その他の社会的費用】 特になし
規制の便益	〇〇事業の適切な実施を担保し、被害等の発生を防止を図ることができる。	規制案と比べて実効性が低いため、便益は規制案を下回る。
費用・便益の分析	規制案により、基準に適合した設備の整備等の費用の発生が見込まれるものの、〇〇事業の適切な実施を担保し、被害等の発生を防止が図られる便益と比較すれば十分正当化できるものである。 また、代替案は、規制案と比較して、費用は少ないが、実効性が低く、便益も限定的であるとみこまれるため、〇〇事業の適正化を図る観点から、規制案の方が適切である。	
レビュー時期	法律の施行5年後を目途として実施予定	

## 評価の現状

規制によって発生・増減が見込まれる費用・便益の要素を定性的に記載。  
※ 定量化されているものはほとんどなし

## 点検活動の内容

考慮すべき要素が不足している場合には、当該要素を考慮した場合の費用・便益の状況を明らかにするため、評価書の修正・補足説明を求める。

## 評価の現状

費用・便益ともに定性的な記述のものがほとんどであるため、定性的に両者を比較。

## 点検活動の内容

説明が不十分である場合には、例えば、便益と費用の見込みが具体的にどの程度か示した上で、両者を比較する等、便益が費用を上回ることが明らかとなるよう、評価書の修正・補足説明を求める。

## 評価の現状

法律の場合、見直し条項の年限にあわせることが多い。

## 点検活動の内容

時期が明示されていない場合には、レビューを行う条件等を明らかにするため、評価書の修正・補足説明を求める。



# (参考) 主要な政策に係る事後評価について

全府省の主要な政策全般を約500施策に区分、定期的に事後評価

- 各府省共通の様式の事前分析表において、施策目標、測定指標、達成手段(※)を一體的に整理・公表
- ※ 個々の規制は、施策実現のための達成手段として位置づけられるのが通例
- 各府省共通の様式で評価書を作成・公表(年間約350件、毎年8月～9月)
- 来年度(平成26年度)から、評価結果を各府省共通の5区分で表示するなど、標準化・重点化を実施

